

# 京都府自殺対策推進協議会委員公募要領

## 1 目的

この要領は、京都府自殺対策に関する条例（平成27年京都府条例第20号）第20条第1項の規定により設置する京都府自殺対策推進協議会の委員の公募に関し、必要な事項を定める。

## 2 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 京都府内に居住又は通勤若しくは通学をしていること。
- (2) 令和7年4月1日現在で満18歳以上であること。
- (3) 自殺の防止等に関して見識を持ち、当協議会に出席して積極的な発言ができること。
- (4) 若年層の自殺対策に対する見識を有し、かつ活動を行っていること。
- (5) 国又は地方公共団体の議員又は常勤の職員でないこと。
- (6) 現に京都府が設置する審議会等の委員でないこと。

## 3 公募人数

公募人数は、1名とする。

## 4 公募方法

応募者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 京都府自殺対策推進協議会公募委員応募申込書（別紙様式）
- (2) 小論文「これからの自殺対策について考えること」（800字程度、様式自由）

## 5 選考委員会

- (1) 委員の選考に当たっては、選考委員会を設置するとともに、別に定める審査基準により審査を実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。
  - ア 京都府自殺対策推進協議会委員の経験のある学識を務めた者
  - イ 健康福祉部副部長
  - ウ 健康福祉部健康福祉総務課長
  - エ 健康福祉部地域福祉推進課長
- (3) 選考委員会には選考委員長を置き、健康福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、選考委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、速やかに応募者全員に通知するものとする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

## 8 施行期日

この要領は、平成27年3月11日から施行する。

一部改正平成29年1月5日

一部改正平成31年1月18日

一部改正平成33年3月4日

一部改正令和5年2月9日

一部改正令和7年4月22日